

千葉県水道局告示第19号

水道法第16条の2第1項の規定により、下記の者を千葉県水道局指定給水装置工事事業者に指定したので、千葉県水道局指定給水装置工事事業者規程第5条第1号の規定により告示します。

令和 5年 6月 30日

千葉市長 神谷 俊一

所在地	千葉県船橋市夏見一丁目6番1号
商号	株式会社日本水道センター
代表者	代表取締役 関 隆則
指定年月日	令和5年 6月 2日
指定番号	第359号